

令和 8 年度第 1 回守山市地域包括支援センター運営協議会 議事録（要旨）

会議名	第 1 回守山市地域包括支援センター運営協議会
開催日時	令和 8 年 5 月 28 日（木）午後 2 時 00 分から午後 3 時 15 分まで
場所	守山市役所 3 階 31・32 会議室
委員出席者	清水会長、番川委員、廣田委員、兼松委員、小島委員、藤本委員、瀧上委員、門田委員（順不同）
委員欠席者	小川委員、小西委員
事務局	（健康福祉部）理事 川上、次長（所長） 遠山 （地域包括支援センター） 所長補佐 平、係長 大木 （南部地区地域包括支援センター）所長 瀧田 （中部地区地域包括支援センター）所長 山口 （北部地区地域包括支援センター）所長 大西、副所長 嘉住 （介護保険課）課長 川島 （長寿政策課）課長 竹村、係長 青木、係長 徳田
会議の次第	1 開会 2 報告事項 (1) 令和 7 年度守山市地域包括支援センターの事業実績について (2) 令和 7 年度圏域地域包括支援センターの事業評価について 3 協議事項 (1) 圏域地域包括支援センターの次期委託の機能強化方針について 4 その他 (1) 令和 8 年度守山市地域包括支援センター運営協議会の年間スケジュールについて 5 閉会
会議資料	・ 令和 8 年度第 1 回守山市地域包括支援センター運営協議会次第 ・ 令和 7 年度守山市地域包括支援センターの事業実績について・・資料 1 ・ 令和 7 年度圏域地域包括支援センターの事業評価について・・資料 2 ・ 圏域地域包括支援センターの次期委託の機能強化方針について ・・資料 3-1、資料 3-2、資料 3-3 ・ 令和 8 年度守山市地域包括支援センター運営協議会の年間スケジュールについて・・資料 4
公開・非公開の別	☒ 公開 ☐ 非公開
傍聴者	なし

1 開会

〈遠山次長（所長）より開会〉

〈委員の出席者数の確認〉

10名中8名の出席により、本会議は成立。

2 協議事項

(1) 令和7年度守山市地域包括支援センターの事業実績について

事務局	資料1に基づき説明。
湧上委員	成年後見制度の実績について、年間の相談件数が増加しているが、市長申し立ての件数は何件ぐらいか。 成年後見制度利用促進基本計画の中で、市職員の方についても市長申し立て等について研修するようになっているが、そのような研修をなされているかどうか。
事務局	市長申し立ての件数は後程回答する。 研修については現在実施していない。
廣田委員	P6～7の介護予防支援、介護予防ケアマネジメントについて、指定事業所の増加、インセンティブ交付金の交付額の増加とあるが。これまで圏域センターがケアマネの引き受け手がなく、調整に苦慮するようなことはこの影響で減っているか。どのような効果が出ているのか。 P11の認知症初期集中支援事業について、実績としては減少しているように見えるが、市の取組としてどのような位置づけにあるのか。また今後の運用についてどう見通しているか。
事務局	インセンティブ交付金が始まってから、3圏域とも以前に比べてケアマネ探しに苦労することは減ったと感じている。
廣田委員	対策は効果が出ているということか。
事務局	そう考えている。
事務局	認知症初期集中支援チームは、市内に1ヶ所としている。また、各圏域センターにも初期集中支援チームのメンバーがそれぞれ1人、または2人おり、チームで活動している。 圏域センターの活動の中で把握したケースについては、圏域センターの支援で対応できているものもあり、その場合初期集中支援チームの件数としては上がってこないため、件数としては減少している。 今後はアウトリーチ事業の中で、認知症初期の方をできるだけ早期に把握し、支援していく方向で取り組んでいく予定である。
廣田委員	チームを作らずとも、圏域センターの活動の中や、既存の資源の中で対応できているということで理解する。
藤本委員	初期集中支援チームを作った時に、委員を務めていた。言葉の定義に問題

	がある。初期集中支援、というと認知症の初期の人を支援する、と聞こえるが、実際は支援が入らずに宙に浮いている人をどうするかということ。これは全国的な傾向。軽度の人から自ら受診するような流れを作っていないといけない。これがあるべき姿。 また、初期集中支援チームのアドバイザーをしているが、圏域センターが動き、そこで問題が解決し、チームにあげなくてもいい、という事例や、自ら受診しスムーズにサービスを利用するなどが理想の流れができ、この仕組みが不要になるのが理想だと考えている。 この考え方はイギリスの考え方を参考にしたもの。イギリスでは長谷川式が17～18点を初期の認知症としており、日本とは異なる。海外では「健（検）診」というものがないため、受診に来た人を継続して支援していく流れ。初期集中の一番いいところは、そういったケースに継続して関われるということだと考えている。
兼松委員	P3の総合相談支援事業について緊急性が高いケースについては実人数か、延べ人数か。
事務局	資料に掲載しているのは延べ件数である。
兼松委員	実人数は把握しているか。同じ対象者に何度も支援しているのであれば、対応について担当者間でしっかり情報共有できると思う。圏域センターの負担感を知るうえで材料になるのではないか。
事務局	正確な実人数は現在把握できていないが、そのような集計も検討し始めているため、整い次第、協議会で共有させていただく。
門田委員	P17 介護予防事業について、オーラルフレイル対策などでリスクの高い人に声かけをし、結果受診につながったなどの実績について、数としては少ないが、この取組は継続して多くの方にアプローチすることが大切だと思う。引き続きお願いしたい。
事務局	昨年度は実施までにアンケートを取るなど時間を要した。今年度は多くの方に実施できるように工夫していきたい。
番川委員	自分の地域でも認知症サポーター養成講座を受講したが、劇の質が高く大変わかりやすく、参加者にも好評で、とても効果的な取組だと印象を受けた。 アウトリーチの活動として、通いの場がない、自治会がない、などの地区にターゲットを絞ってアプローチするということは、すべての地区を同じように支援していくよりも、有効性が高いと思う。 P7の介護予防ケアマネジメントのインセンティブ交付金について、介護予防は居宅の事業所はもちろんだが、サービス事業所のサービス提供があった結果。そこでサービス事業所にも交付金の検討ができないのか。
事務局	居宅介護支援事業所だけであり、サービス事業所は対象外としている。

事務局	(市長申し立ての件数についての回答) 令和7年度は4件、令和6年度は1件、令和5年度は3件。
小島委員	P12の認知症支援総合支援事業のチームオレンジについて、認知症サポーターが自主的に動いているのか。立ち上げにあたり、場所の確保等で苦労されてという話も聞いたことがあり、その流れや支援について教えていただきたい。立ち上げの単位は、自治会単位か、市全体を対象か、また立ち上げの数値目標などはあるのか。
事務局	チームオレンジとは、認知症サポーター養成講座とステップアップ講座を受け、さらにその後の活動を希望される方で立ち上げるという流れ。昨年度立ち上げたグループはすでにキャラバンメイトとして活動していた方と、その他ボランティアをしたいと希望された方で、市全体を対象とし、立ち上げられた。立ち上げの単位は、自治会でも市全体でも縛りはない。できるだけたくさんできるとよいと思っており、活動には全面的に協力していきたいと考えている。 目標値については、本市のいきいきプランの計画目標について、累計であるが令和7年度に4件、令和8年度6件と設定しているが、現在市内に7チームある。

(2) 令和7年度圏域地域包括支援センターの事業評価について

事務局	資料2に基づき説明。
番川委員	多くの課題がある中で100%がこんなにも多く並び、違和感がある。反対に今後の課題は見えているのか、気にかかる。「はい」か「いいえ」の二択ならば、このようになるのかもしれない、これをどう評価し今後を活用していくのか、という感想を持った。
事務局	回答が「○」か「×」か、なので、どうしてもこのような結果になる。この結果をもって、全く課題がないとは考えておらず、業務の中で課題があれば適宜対応していく必要があると認識している。
廣田委員	これは令和6年度から変わった新評価基準での評価結果ということであれば、前向きな意見を持っている。新評価基準は実施の有無だけでなく、活動の成果とか実態を問うものになったと認識している。その中での高い評価は、守山市独自の委託方法により圏域センターが地域づくりに注力できる体制を整えていることが大きいのではないかと感じる。全国の評価があまりにも低く、そこまで手が回らない状況なのが全国の実態なのか、と感じた。

3 協議事項

(1) 圏域地域包括支援センターの次期委託の機能強化方針について

事務局	資料3-1に基づき説明。
湧上委員	P5の監査について、金融機関の監査は、日銀考査と金融庁の監査があり、日銀の考査は「事前通知ありの指導監査」が行われる、金融庁の監査は「予告なし」、の非常に厳しい検査が行われる。この二つの監査を受けることによって、実効性のあるものとなっている。守山市の圏域センターの監査はどのように実施しているのか。
事務局	圏域センターの監査については、委託業務の進捗について、日程調整をしたうえで実施している。事業実施の上で、何かトラブルがあるようなことがあれば協議を適宜行っている。金融機関で行われる監査とは厳しさや意味合いが異なるかもしれない。
番川委員	P3の地域役員のアンケート結果について、認知度は高いが業務内容を知らないという回答が多かったということだが、新任の民生委員さんや地域の新役員に地域包括の活動内容を伝える機会は設けられているか。
湧上委員	定例会に来ていただき、そのような場（事業の説明や紹介する機会）を持っている。
小島委員	P4の職員体制のところでは7名とされているのは、国の指針などで規定されているものか。現在、現場では高齢者のみならず多問題を抱える家庭に対し様々な切り口で対応している。この人員体制は、変えられないものなのかどうなのか。
事務局	国の示す設置基準については、一号被保険者3,000人～6,000人に対し、3職種の配置が示されているので、数字で見ると守山市はその設置基準を上回って満たしていることになる。ただし、相談一件あたりの対応にかかる負担感が増しているように感じており、数だけでなく質も踏まえて今後検討していきたい。
廣田委員	人員配置について、人数を多く配置できるようにしても、難しい事例に対応できるようなスキルを持った専門職の確保が困難。これは一事業所で解決していくべきなのか、市と相談しながら進めていくべきなのか。 守山市の圏域センターが地域づくりに軸足を置いて取り組んでいるということが魅力的であり、そのような取組に携わりたいと思っている相談援助職の人はたくさんいるはず。それをうまく打ち出ししていくとよいのでは、と思う。
事務局	専門職の人材確保については、懸案事項として認識している。今後も受託者と相談しながら進めていきたい。

清水会長	地域包括支援センターは、保健師、社会福祉士、主任ケアマネジャーの3つの由来の違う職種が、それぞれの専門性を生かし、チームとしての動きを期待されて整えられたもの。守山市はこれまでの実績からも、そのことを意識され、取り組まれてきたのではないかと思います。 国も地域包括支援センターの設置については、配置基準にしても、もっと地域にあったような形で、といった考え方もある。働き方の自由度を高めるという方法もある。外国の高齢者の施設では勤務時間が自由だったり、そもそも施設への出入りが自由だったりする。賛否両論はあるかもしれないが、そういうやり方もある。なににせよ自由度が高いと、面白いと思ってもらえる、そうすると人員の確保のハードルも下がるのではないかと。
事務局	先般のアンケート結果から、圏域センターはかなり高い評価をいただいている。これをどう維持し、さらにより良くしていくか、検討していきたい。またご意見いただきたい。

4 その他

(1) 令和8年度守山市地域包括支援センター運営協議会の年間スケジュールについて

事務局	資料4をもとに、説明。
委員	質疑無し。

5 閉会